

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

<p><b>商品名</b></p>	<p>スマート教育ローン</p>
<p><b>ご利用 いただける方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当 JA の組合員の方。(組合員以外の方につきましては、出資金 1 口 5,000 円を 1 口以上いただいております。)</li> <li>●お借入時の満年齢が 20 歳以上であり、65 歳以下であり、最終償還時の満年齢が 71 歳未満の方。</li> <li>●勤続年数 1 年以上（農業者を除く自営業者は営業年数 3 年以上）の方。</li> <li>●前年度税込年収 150 万円以上の方。</li> <li>●当 JA が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。</li> <li>●地区内に居住または勤務している方。</li> <li>●借換の場合は、直近 6 ヶ月間に返済延滞のない方。</li> <li>●その他当 JA が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
<p><b>資金使途</b></p>	<p>就学されるご子弟の教育に関するご資金。対象校は、専門学校、短大、大学、大学院とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業料（前期・後期分の授業料は 1 年を上限に一括融資可）</li> <li>2. 入学一時金（入学金・教材費・制服代・寄付金）但し、学校債は対象外。また、事業性資金・借入金返済・投機等不健全な資金使途を除きます。</li> </ol>
<p><b>借入金額</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10 万円以上 700 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。但し、以下、歯科、薬科大学または学部の場合は 1000 万円以内とします。</li> </ul>
<p><b>借入期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6 ヶ月以上 15 年以内（据置期間含む）とします。</li> </ul> <p>据置期間は、入学前の 7 ヶ月間以内と卒業予定年月までの在学期間中以内と卒業後の 3 ヶ月間以内を上限とします。ただし、元金据置対象は、専門学校、短大、大学、大学院とします。</p>

借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>• 【変動金利型】 お借入後の利率については、4月1日、10月1日現在の当JAが定める短期プライムレートを基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は6月約定返済期日の翌日から、10月1日基準の融資利率は12月約定返済期日の翌日から適用されます。 ボーナス返済における新利率の適用開始日は6月および12月の約定返済期日に対応する日の翌日となります。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する場合があります。</li> <li>• 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>• 金利は店頭に掲示します。詳細については当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</li> <li>• 元金据置返済の場合、据置期間内は毎月利息の返済とします。 ただし、元金据置対象は、専門学校、短大、大学、大学院とします。</li> </ul>
担 保	不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、保証機関が必要と判断した場合は、保証機関が適当と認める連帯保証人を徴求させていただきます。</li> </ul>
保証料	後払い（※）金利に含まれます。 ※保証料はお借入額等によって異なりますので、詳しくは当JAの融資窓口までお問い合わせください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一部繰上償還につきましては、事務手数料は徴収いたしません。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融課（電話：0185-87-4602）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電</li> </ul>

	<p>話：018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紛争解決措置</li> </ul> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組金融推進課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>● 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>